

# 第9回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第9回定例会 平成29年12月26日

開会 15時 閉会 16時

出席委員 (22名)	会長 小林茂徳	会長代理 依田繁二
	1 山崎正勝	13 小山肇治
	2 白倉令子	14 依田隆喜
	3 小川高史	15 小林健治
	5 小山睦夫	16 青木二巳
	6 片十郎	17 小林勝元
	7 成山喜枝	18 清水洋
	8 齊藤敏彦	推進 花岡幹夫
	10 柳澤多久夫	推進 荻原薫
	11 荒木稔幸	推進 佐藤富士夫
		推進 竹内芳男
	推進 渡邊重昭	

欠席委員(1名) 12 渡邊幹夫

議事録署名委員 1 山崎正勝 2 白倉令子

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条の規定による適格者証明について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
第5回農業経営改善計画認定意見聴取について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

こんにちは。本日は12番の渡邊委員が欠席ですので、出席者は22名です。ただ今より第9回定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。今年も残り僅かとなりました。年の瀬を迎えて何かとお忙しい中、定例総会にご出席いただきまして大変苦勞様です。今年を振り返ると5月の降雹、6月、7月の早魃、9月の台風、10月には秋の長雨と台風で、農業に携わる者にとっては大変厳しい1年だったように思います。命のある作物というものはなかなかしっかりと、降雹や早魃、強風の被害で傷つきましたが、収穫の秋を向かえ納まる所に納まるものだ、作物の生命力には感心します。毎年申し上げていますが、自然災害はあって当たり前というご時勢になってきて、我々農業者もそれをしっかりと踏まえ情報を密にシェアして、しっかりとした対策を立てていく事が大事だと思います。今年は何年になく寒い冬になっています。年の瀬も僅かですので、皆さんも健康に注意して新年を迎えていただきたいと思います。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番の山崎委員と2番の白倉委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。

番号1と番号2は土地が近く、譲受人も同じ〇〇さんです。番号1については、譲渡人が〇〇にお住まいで耕作できないという事、番号2については近くに住んでいますが、耕作してほしいという事で今回の申請になりました。地図をご覧くださいますと、申請地の正面が譲受人のご自宅なので耕作し易い場所です。経営面積も広く、専業農家なので問題ないと判断しました。

番号3です。譲渡人と譲受人の関係は親戚と聞いています。場所は〇〇です。譲受人は高齢ですが、娘さんや息子さんと耕作していきたいという事です。下限面積も満たしているので問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1と番号2は関連があるので、一緒に説明をお願いします。それでは担当の依田代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。場所は県道丸子北御牧東部線沿いにあります。譲受人の自宅は県道を挟んだ目の前にあり

ます。住宅が混在した場所ですが、地続きで譲受人の田んぼが隣接しており、畦を切ったりして管理がし易いという事で購入を計画したという事です。譲受人は専業農家であり、番号1の譲渡人は、〇〇に住んでおり管理ができないという事、番号2の譲渡人はまだ若いのですが、規模を縮小したいとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1と番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。場所は地図の2ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の信号から〇〇方面へ向かうと、〇〇という〇〇があります。そこを左に上り、〇〇メートル程行った右側に申請地があります。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親戚です。〇〇さんは高齢になり、〇〇から通って耕作ができなくなり後継者もいないので、申請地の近くに住む〇〇さんに贈与する事に話がまとまりました。申請地の隣接地には〇〇さんの長女が住んでおり、一緒に家庭菜園をするという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。なお、〇〇委員が関連していますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局

2号議案について説明します。譲受人は〇〇の〇〇さんです。住民票は〇〇になっていますが、〇〇に別宅があるそうです。まず東御市で〇〇㎡

ほどと、〇〇の〇〇で〇〇㎡ほど、〇〇で〇〇㎡ほど、主に〇〇をされています。もともと〇〇出身の方で、主に〇〇方面に出荷しているという事です。場所は浅間サンラインの〇〇の信号の北側です。規模も大きく耕作している方なので、問題ないと判断しました。2号議案については以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。適格者証明の番号1について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員              お願いします。地図の3ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の信号から〇〇方面へ向かい、最初の道を上った所に申請地があります。先月3名の申請があった場所ですが、追加という事です。申請人は広く耕作している様ですし、耕作機械も沢山持っているようです。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続いて議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。5条は4件です。

まず番号1です。申請事由は工場敷地です。譲受人は〇〇の〇〇で〇〇をされています。現在既存で工場が有りますが、狭いので資材や製品については貸し倉庫を借りている状態です。そこでもっと広い所で工場を建設するために移転する事にしました。1種農地ですが、農村地帯という事を考慮して、若干集落から離れているのですが集落接続に該当すると判断しました。

続いて番号2です。申請事由は駐車場敷地です。場所は〇〇の一角の土地で、畑として残っていた場所です。近くに住む譲受人の〇〇さんが、自宅の駐車場が狭いのでここを駐車場として転用する事になりました。3種農地で周辺は宅地で農地がありませんので、問題ないと思います。

次に番号3です。こちらは宅地分譲〇〇区画分の申請です。場所は都市計画の用途区域内です。地図の9ページをご覧ください。申請地は3筆あ

ります。申請地の上の隣接地に地番〇〇という雑種地があります。この雑種地を含めて4筆を宅地分譲したいという事です。住宅街という事で周辺の農地に影響はなく、問題ないと思います。

最後に番号4です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇という〇〇の会社です。すぐ横に親会社があり、その子会社が駐車場の申請をされています。都市計画の用途指定はありませんが、既存施設拡張ということで問題ないと思います。5条については以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、白倉委員に説明をお願いします。

白倉委員                よろしく申し上げます。地図の4ページ、5ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線の〇〇から〇〇方面へ向かい、〇〇の集落から〇〇メートルほど行った右側に申請地があります。申請地は譲渡人の〇〇さんのお父さんが、〇〇と言う工場を経営されていました。現在建物は無くなっています。今回譲受人の〇〇で工場を建てる事になりましたが、敷地の一部である地番〇〇の登記地目が畑であることが分かり、今回の申請になりました。コンクリートになっていた所も撤去されています。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員                説明します。地図の6ページ、7ページをご覧ください。場所は〇〇の中にあります。〇〇の横の道を下った所です。面積は〇〇㎡ですが、譲渡人の〇〇さんは管理ができないという事です。譲受人の〇〇さんは自宅の駐車場が狭く、以前から申請地を譲ってくれるようお願いしていました。この度話がまとまり申請になりました。問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

お願いします。地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇の南側です。申請地の下の太い道路は丸子東部インター線です。左に行くと〇〇の信号があります。〇〇をしている譲受人の〇〇が、住宅建設を希望するお客さんのために建設地を探していたところ、譲渡人の〇〇さんが提供してくださる事で話がまとまりました。宅地建設の敷地は合わせて〇〇坪あり、1区画あたり〇〇坪から〇〇坪を予定しています。また、南側の道路の幅が5メートルあり、日当たりも交通の便も良く、小中学校、保育園も近くにあり、生活環境も良い場所です。隣接の道路には下水道も埋設されているので、接続が可能です。問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくをお願いします。地図の10ページ、11ページをご覧ください。場所は〇〇から北へ〇〇メートルほど行くと分かれ道があり、そこを左に行き、〇〇メートルほど行くと親会社の〇〇と子会社である譲受人の〇〇があります。これまで子会社の〇〇は駐車場がなく、親会社の〇〇から借りていました。現在従業員が〇〇名、社用車〇台と来客用も含め、〇〇台以上の駐車場が必要なため、会社の近くで土地を探していたところ、〇〇の駐車場の北側に譲渡人の〇〇さんの耕作されていない農地がありました。譲渡人の〇〇さんに話をしたところ、〇〇さんも高齢で耕作ができなないので、譲り渡す事になりました。申請地を見ますと、地番〇〇は道の反対側で面積も狭いのですが、残しても困るとの譲渡人の意向もあり、買い取る事にしました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。その前に〇〇委員が関係していますので、退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

担い手担当

それでは12月の農用地利用集積計画について説明します。5ページから8ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて96,212㎡です。内訳は田が47,746㎡、畑が48,466㎡です。続いて9ページは中間管理事業による利用権設定です。4件、7筆で、4,810㎡です。10ページについては所有権移転です。2件、9筆です。所有権を移転する方は同じですが、それぞれ売却先が違うので件数を分けてあります。12月は全体で45件、77筆で、内訳は新規が24件、再設定が15件、中間管理事業による設定が4件、所有権移転が2件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

担い手担当

6ページ24番の〇〇さんから〇〇さんへの貸借は、親子間での貸借です。

議長

ご質問はないようなので、裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。〇〇委員は入室してください。

(〇〇委員入室)

続いて第5回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

よろしくお願いします。今月は新規が1件です。

申請者は〇〇です。住所は〇〇です。設立は〇〇です。代表者は〇〇さんです。目標とする営農類型は、ブドウ栽培とワイン醸造販売です。経営改善の方向の概要は、ワイン用ブドウを拡大し、平成〇〇年に醸造免許を取得し、ワイナリーを立ち上げることによって、ワインを販売し反収の向



上、経営の改善を図ります。農業経営規模の拡大に関する目標については、醸造用ブドウ、白について現状は作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンに対して目標は、作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンです。醸造用ブドウ、赤について現状は作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンに対して目標は、作付面積〇〇アール、生産量は〇〇トンです。巨峰とナガノパープルの生食ブドウについて、現状は作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンに対して目標は、作付面積〇〇アール、生産量〇〇トンです。農業経営規模の拡大に関する目標の、その他の関連・附帯事業について、ワイナリー建設、果実酒の製造・販売を挙げ、加工場を取得しワイン、シードルなどの醸造と販売を行なうという事です。現状は委託醸造で、今年は昨年できたブドウで年間〇〇本という成果が出ています。目標は自社製造で年間約〇〇本を見込んでいます。生産方式の合理化に関する目標で、農地に関する機械については変わりません。醸造設備、加工施設を新たに設けるという事を目標にしています。作目・部門別合理化の方向については、生食ブドウについて、現状無核巨峰は中梢仕立てで作業効率が悪いので、目標は作業効率の良い短梢仕立ての園地にて作業の効率化を図ります。将来的には雨よけ施設の導入により、収量の安定化を図ります。醸造用ブドウについて現状は、垣根仕立てが中心ですが、目標は将来的に遊休ブドウ棚などを利用し、経営面積の拡大を図るという事です。経営管理の合理化の目標については、青色申告をしている現状ですが、目標は農業会計用ソフトウェアを導入し効率化を図るという事です。農業従事態様等の改善目標については、現状休日が決まっていないという事なので、目標はアルバイト等を雇用し、定期的な休日体制を実施するという事です。農業労働力については、現在ご夫婦で作業をしていますが、将来的には臨時的な雇用で〇名を〇〇日間雇用する目標です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今の〇〇の改善計画について、担当の竹内委員より補足説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。〇〇の代表である〇〇さんと話をして、〇〇にあるワイン用ブドウの畑を見て来ました。約〇〇坪あります。代表の〇〇さんは現在〇〇歳です。〇〇さんはブドウ栽培に憧れて、〇年前に奥さんと〇〇から、〇〇にある新規就農者住宅に越して来ました。そこで〇年間過ごし、現在は〇〇に住んでいます。最初は生食ブドウの栽培のために来ましたが、現在はワイン用ブドウに興味を持ち、生食用〇〇アール、ワイン用〇〇アール、合計〇〇〇アールを耕作しています。ワイン用ブドウは、昨年までは草刈りが主な仕事でしたが、やっと収穫ができるようになったそうです。平成〇〇年には醸造免許を取得し、〇〇の北側に〇反歩ほどの土地が確保

できたので、ワイナリーを建設し、果実酒の製造・販売を目指しています。〇〇さんの人柄は、穏やかで真面目で、元気と夢いっぱいの明るい好青年という印象です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局と竹内委員より、改善計画の説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員 この方の里親はどなたですか。

担い手担当 〇〇さんです。

齊藤委員 里親の方は生食ブドウを栽培されている方で、ワイン用ブドウを栽培されていない方だと思います。ワイン作りに精通していない方の所で研修を行なっているので、そこが心配されるところです。〇〇さんご夫婦がこれまでワインブドウ栽培やワイナリー造りに努力していますが、これからどのくらいの規模で経営するか等、行政を含めて見守っていかないと難しいのではないかと思います。

小林勝元委員 制度資金の利用について、予定金額に〇〇円とありますが、県や国からの補助などがあるのですか。

担い手担当 これは〇〇の〇〇からの融資です。他の補助事業を考えたようですが、規模が小さいという事で見合わない判断して、自身の資金と融資でワイナリーを造るそうです。

小林勝元委員 最近ワイナリーが増えてきて、小さなワイナリーで経営していけるのか心配です。大きな規模なら国からの助成金などうまく使っている所もあるようですが。小規模でも補助が有利に受けられるようになればいいと思います。

議長 六次化産業とも絡んで助成金をもらえる制度もあるようですが、ご本人にお聞きしたところ、助成金は使わずに自身の資金と融資でやるという事のようにです。市でも助成金の取りこぼしのないように調べてほしいと話しておきました。

竹内委員            ○○さんは奥さんと二人で、ブドウ棚もきれいに整備し、雑草もきれいに刈り込んでいます。頑張っている二人を応援していきたいと思いました。

担い手担当           補足します。お配りした資料の他に、現状から5年間の毎年の見通しを出してもらっています。補植についてもご自分で接木をして増やす方法を取るようです。

議長                 ワイナリーを造る予定になっていますが、それに当たって4条、5条の申請は出る予定がありますか。

事務局               ワイナリーは農業用施設ですので、面積によって届出か申請かが変わってきます。相談には来ていますが、まだ具体的な話にはなっていません。

議長                 東御市には現在ワイナリーが6つありますが、あと2～3箇所できる予定があるようです。いよいよ千曲川ワインバレーも本物になって来ました。ブドウの苗を植えてワインになるまでには、最低でも4～5年かかるようです。ワイン作りは華やかで皆さん憧れるようですが、収益になるまでにはなかなか難しいと思います。農業委員会としてもできる限り協力していきたいと思います。よろしくお願いします。

                              それでは報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局               今月は報告案件が1件あります。11ページをご覧ください。場所は○○です。施設は農業用倉庫です。地番○○は○○㎡ですが、その内の太枠で囲った所が○○㎡の倉庫を建てる場所です。倉庫自体は○○㎡ですが、それ以外に通路として利用するので、農地として利用できない部分が○○㎡になり、200㎡未満なので届出の報告となりました。

議長                 ありがとうございます。ただ今事務局より報告の説明がありましたので、ご理解頂きたいと思います。

                              これで議事を終了しますが、全体で何かご意見、ご質問ございますか。  
それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_